

2019年2月1日

## 消費税率引上げに伴う 技能講習等講習料金について

一般社団法人群馬労働基準協会連合会

### 1. 消費増税への対応

当連合会では、講習料金(受講料+テキスト代+消費税)における消費税について、同税の導入時、また消費税率引上げに伴ってその都度変更して参りました。

ご案内のとおり、政府はこれまで二度にわたり消費増税(8%→10%)の実施時期を延期してきたところでありますが、いよいよ本年10月1日から完全実施される見通しとなってきました。

このため、本年10月1日以降に実施予定の技能講習等(特別教育、その他の研修・講習)につきましては、講習料金における消費税を新税率(10%)を適用してお支払いいただくことといたしました。

何卒、皆さまのご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

なお、万が一、消費増税が再延期となった場合は、当然ながら、速やかに返還させていただきます。

### 2. 実施時期

2019年2月1日より

(この日より、2019年度技能講習等についての受講申込みを受付中。)